

## 業務規程細則新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改正	現行	備考
<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第<u>24</u>号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)</p>	<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第<u>23</u>号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)</p>	<p>・業務規程第2条第15号の追加に伴う修正。</p>
<p>(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 <u>2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることができるものとする。</u> <u>3 当会社は、規程第54条第1項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の5年前の日から送達日の3銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。</u></p>	<p>(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 (新設) <u>2 当会社は、規程第54条第1項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の5年前の日から送達日の3銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。</u></p>	<p>・貸倒引当金に係る証明書発行依頼等、正当な理由がある場合に限り、第三者に関する支払不能情報を回答する旨規定。</p>
<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> <u>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法</u></p>	<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u></p>	<p>・残高証明書の定例発行機能に関する規定を追加（以下同じ）。</p>

改正	現行	備考
<p>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</p> <p>③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>(第3項、第4項略)</p> <p>5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 残高の基準日</p> <p>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</p> <p>三 その他当社が定める事項</p> <p>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <p>一 残高の基準日</p> <p>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</p> <p>三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係る</p>	<p>(第3項、第4項略)</p> <p>5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 残高の基準日</p> <p>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</p> <p>三 その他当社が定める事項</p> <p>(新設)</p> <p>6 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係る</p>	

改正	現行	備考
<p>ものに限る。)のうち、別表2に規定する事項</p> <p><b>8</b> 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当社が定める方法</p>	<p>ものに限る。)のうち、別表2に規定する事項</p> <p><b>7</b> 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法</p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当社が定める方法</p>	
<p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)</p> <p>第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。</p> <p>2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第7項第1号に掲げる事項を開示する。</p> <p>3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当社が別に定めるところによる。</p>	<p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)</p> <p>第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第6項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。</p> <p>2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第6項第1号に掲げる事項を開示する。</p> <p>3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当社が別に定めるところによる。</p>	<p>・残高証明書の定例発行機能に関する規定の追加に伴う文言上の修正。</p>
<p><u>附 則 (平成26年1月1日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><b>第1条</b> この細則は、平成26年2月24日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>【別表1 (第56条第7項第1号②関係)】 (表略)</p> <p>【別表2 (第56条第7項第3号関係)】 (表略)</p>	<p>【別表1 (第56条第6項第1号②関係)】 (表略)</p> <p>【別表2 (第56条第6項第3号関係)】 (表略)</p>	<p>・残高証明書の定例発行機能に関する規定の追加に伴う文言上の修正。</p>

以上